

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

2025年10月21日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長 上松 英司

1 業務概要

(1) 業務名

阪神高速道路沿道利用サービス基本構想検討業務

(2) 業務内容

本業務は、阪神高速のモビリティサービスの拡充、利便性向上、沿線地域の価値向上及び活性化を達成するため、交通インフラ企業であるという強みを活かし、沿線地域及び施設と連携した新たなサービス「沿道利用サービス」の基本構想を検討するものである。実施内容については下記のとおりである。

- ◆ ニーズ調査による分析
- ◆ ビジネスモデルの検討
- ◆ コア技術の探索・確立
- ◆ 阪神高速が実施する施策等の整理・検討

(3) 履行期限 2026年3月25日

2 企画競争参加資格

(1) 阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第6条各号に掲げる者に該当しないこと。

(2) 阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和5年阪神高速細則第1号）に基づく取引停止の対象者に該当しないものであること。

(3) 企画提案書の提出時に、次の①から④までの資料を提出した者であること。

- ① 企画提案書の提出期限の日から過去3ヶ月以内に発行された商業・法人登記事項証明書の写し
- ② 営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所（地域を代表して主に契約を締結する本店、支店、事務所等）の所在状況についての記載を含んだ書類。同様の内容が記載されていればパンフレット等でも可）
- ③ 次の財務諸表類（直近1年間の事業年度分）
 - イ 法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書
 - ロ 個人にあっては、営業用純資本額及び収支計算を明らかにした書類
- ④ 企画提案書の提出期限の日から過去3ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則

法施行規則別紙第9号書式（その3、その3の2、その3の3のいずれか）の写し
（4）企画提案書の提出期限の日から企画提案書の特定通知の日までの期間に当社から競争参加停止措置を受けていないこと。

（5）企業の業務実績として、2020年4月以降、企画提案書の提出期限の日までに完了した当社又は他企業発注の新規サービス等の検討を行う業務の実績を有することを証明した者であること（一契約に限らず複数の契約により証明してもよい。）。

業務実績があることの証明に当たっては、次の書類を提出すること。

- ・業務実績書
- ・契約書等の写し（契約書、検収に関する書類等の写し、またはそれに代わる契約相手方代表者による証明書等とし、当該調達と同等の業務実績が確認できる部分を含めて提出すること。業務実績の証明に不要な部分については墨塗りして差し支えない。）

（6）詳細は企画競争説明書による。

3 手続等

（1）担当部署

阪神高速道路株式会社 経理部契約課 福山

（住 所）〒530-0005 大阪市北区中之島3-2-4

（電 話） 06-6203-8888（代）

（FAX） 06-6203-8313

（E-mail） keiyaku-hs@hanshin-exp.co.jp

受付時間：午前10時から12時まで、午後1時から4時まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）

（2）説明書の交付期間及び方法

① 交付期間：本公示の日から2025年10月31日（金）午後4時まで

② 交付方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R等により交付するので、事前に上記（1）の担当部署へその旨申し出ること。

- ・阪神高速道路株式会社ホームページ（購入等の入札公告ページ）

<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/buppin/>

③ 交付図書のダウンロード手順：②のサイトにて、当該購入等の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのURL情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

（3）企画提案書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限：2025年10月31日（金） 午後4時必着

② 提出場所：（1）に同じ

③ 提出方法：持参又は郵送等（配達記録の残るものに限る。）すること。持参する場合の受付時間は説明書の交付開始日から企画提案書の提出期限までの毎日（休日を除く）、午前１０時から１２時まで、午後１時から４時まで

（４）企画提案に関するプレゼンテーションの実施有無

本業務に係る企画提案でプレゼンテーションは実施せず、提出された企画提案書による書面審査とする。

４ その他

- （１） 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （２） 関連情報を入手するための照会窓口 ３（１）に同じ。
- （３） 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- （４） 提出された企画提案書は、提出者に無断で２次的な使用は行わない。
- （５） 企画提案書は返却しない。
- （６） 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした提出者に対して競争参加停止措置を行うことがある。
- （７） 企画提案書が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、当社関係規程に基づく契約手続の完了までは、当社との契約関係を生じるものではない。
- （８） 企画競争の実施の結果、各社の提案内容が当社の求める水準に達しないときは、企画提案書を特定しないことがある。
- （９） 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても選定又は特定しない。
- （１０） 企画提案書の提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出、企画提案書に記載された内容の変更は原則として認めない。また、企画提案書に記載した配置予定の技術者等は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者等であるとの当社の了解を得なければならない。
- （１１） 企画競争に参加する各社は、本企画競争参加により知り得た情報について、守秘義務を負うこととする。
- （１２） その他の詳細は企画競争説明書による。

○阪神高速道路株式会社契約規則

(競争参加不適格者)

第6条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させないもの
とすることができる。

- 一 制限行為能力者（契約の締結及び履行のために法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得ている者を除く。）
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 建設業法その他の法令の規定により許可等を必要とする営業である場合において、その許可等を有しない者
- 四 次のいずれかに該当すると認められる者のうち、該当する事実があった後3年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）
 - イ 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料若しくは物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害した者又は不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員（会社の使用人をいう。以下同じ。）の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由なしに、契約を履行しなかった者
 - ヘ イからホまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 五 前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者
- 六 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 七 競争参加資格に関する審査申請書（添付書類又は資格審査申請用データを含む。）の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 八 阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則（平成21年阪神高速規則第3号）に基づく入札等除外措置を受けている者又は同規則別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者
- 九 法令の規定に違反して営業を行った者